

個人情報保護法をわかりやすく解説します！

事業者が顧客等の個人情報を扱う時に、守るべきルールはどんなこと？

学校等で保護者の緊急連絡網を作成・配布することは問題ない？



災害に備えて、地域に住む災害時要援護者のリストを関係者間で共有することは問題ない？

町内会やNPO、同窓会などの非営利活動団体にも、企業と同じように個人情報保護の義務が課せられるの？

日時 平成 26 年 1 月 29 日（水）午後 2 時から 4 時まで（受付開始：午後 1 時 15 分）
場所 静岡県男女共同参画センター「あざれあ」大ホール



参加料 無料

- 内容
- ① 個人情報 守って活かそう 地域の輪 ～わかりやすい！個人情報のしくみ～
担当：消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室
 - ② 自治体の個人情報保護と共有の実務 地域における災害対策・避難支援
担当：岡本 正 弁護士
 - ③ 質疑応答

参加お申込み

■申込方法

<FAXでお申し込みの場合>

別添の申込票に必要事項を記入の上、下記「お問合せ」先までお送りください。

<ホームページからお申し込みの場合>

下記URLから申し込み専用フォームを開き、必要事項を入力してお申込みください。

<http://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-320/kojin/140129.html>

■申込締切 平成 26 年 1 月 16 日（木）

■参加者の決定

定員（300 名を予定）になり次第申込は締切りといたします（先着順）。参加者決定の連絡はいたしません。会場へ直接ご来場ください。なお、定員を超過したときや、本説明会についての連絡事項が生じたときは、御連絡する場合がございます。

お問合せ

静岡県経営管理部法務文書課情報公開班

TEL:054-221-2910

FAX:054-221-2099